

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人未来・ねりま（以下「この法人」という。）の定款第8条および第21条の規定に基づき、役員および評議員等の報酬ならびに実費弁償費について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の業務を行うために週3日以上かつ週24時間以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 苦情対応第三者委員とは、苦情対応規程第8条に基づき置かれる者をいう。
- (7) 参与とは、定款細則第32条に基づき置かれる者をいう。
- (8) 地域連携推進員とは、ねりまグループホーム高松運営規程第14条に基づき置かれる者をいう。
- (9) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (10) 実費弁償費とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、委任にある役員および評議員等の職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

2 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事等に準じて報酬等を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間450万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 28 万円以内とする。

（理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会および地域連携推進会議の出席）

第5条 理事長および理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬および実費弁償費（交通費その他の実費。以下同じ。）を支払うことができる。ただし、常勤理事に対しては、出席報酬は支払わない。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別表1の報酬は支払わない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬および実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別表2の報酬は支払わない。

3 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬および実費弁償費を支払うことができる。

4 地域連携推進員が地域連携推進会議に出席したときは、別表1により1日分の報酬および実費弁償費を支払うことができる。また、地域連携推進員による施設訪問が行われた場合は、別表2により1日分の報酬および実費弁償費を支払うことができる。なお、地域連携推進会議にあわせて地域連携推進員が施設訪問を行った場合は、別表2の報酬は支払わない。

（役員および評議員の報酬）

第6条 理事長が理事会出席以外の日において、法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人および施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人および施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により1日分の報酬および実費弁償費を支払うことができる。

（監事の報酬）

第7条 監事が理事会および評議員会に出席したときは、別表1により報酬および実費弁償費を支払うことができる。

ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬は支払わない。

2 監事が理事会および評議員会出席以外の日において、法人および施設の指導検査への立会いおよび運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により1日分

の報酬および実費弁償費を支払うことができる。

(実費弁償費の支給)

第8条 役員および評議員が、その職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤費支給基準に準ずる。

3 役員および評議員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める出張旅費規程により支給することができる。

4 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬および実費弁償費の支給日)

第10条 常勤役員の報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員および評議員の報酬ならびに実費弁償費は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬および実費弁償費の支給方法)

第11条 報酬および実費弁償費は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。

ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則 この規程は、平成１９年４月１日より適用する。
改 定 この規程は、平成２１年４月１日より改定する。
 この規程は、平成２３年４月１日より改定する。
 この規程は、平成２５年４月１日より改定する。
 この規程は、平成２７年４月１日より改定する。
 この規程は、平成２９年３月１日より改定する。
 この規程は、平成３１年３月１５日より改定する。
 この規程は、平成３１年４月１日より適用する。
 この規程は、令和５年６月２２日から適用する。ただし、報酬は令和５年５月１日に遡及して支給する。
 この規程は、令和６年１０月１日から適用する。
 この規程は、令和７年４月１日から適用する。
 この規程は、令和８年４月１日から適用する。

別表１（出席報酬日額）

名 称	区 分	報 酬	旅費交通費
理事会出席報酬	理事長	５，０００円	実費
	その他 理事	５，０００円	実費
	監事	５，０００円	実費
評議員会出席報酬	評議員	５，０００円	実費
	理事長	５，０００円	実費
	その他 理事	５，０００円	実費
	監事	５，０００円	実費
苦情対応第三者委員 報酬	３，０００円		実費
評議員選任・解任委 員会出席報酬	５，０００円		実費
地域連携推進会議	３，０００円		実費

出席報酬		
------	--	--

別表 2（勤務報酬等）

名 称	報 酬	旅費交通費
理 事 長 業 務 報 酬 等 (常勤・月額)	3 5 0, 0 0 0 円	実費
理事及び評議員業務報酬等 (非常勤・日額)	1 0, 0 0 0 円	実費
監事監査指導報酬等 (非常勤・日額)	1 8, 0 0 0 円	実費
苦情対応第三者委員報酬 (非常勤・日額)	1 0, 0 0 0 円	実費
参与業務報酬等 (非常勤・日額)	1 2, 0 0 0 円	実費
地域連携推進員施設訪問 (非常勤・日額)	3, 0 0 0 円	実費